

白山市専用水道事務取扱方針

白山市

平成25年4月
(令和4年11月改定)

専用水道事務取扱方針

- 第 1 通則
- 第 2 専用水道布設工事確認申請
- 第 3 専用水道の布設工事設計の施設基準適合確認通知
- 第 4 記載事項変更の届出
- 第 5 給水開始前の届出及び検査
- 第 6 専用水道水道技術管理者の設置・変更
- 第 7 給水の緊急停止
- 第 8 専用水道の業務委託・委託失効
- 第 9 専用水道の廃止受託水道業務技術管理者の変更
- 第 10 専用水道の廃止

第1 通則

1 趣旨

この方針は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の規定に基づき、専用水道設置者が市長に提出する各種の申請書、届出書及び報告書(以下「申請書等」という。)について、書式や手続き等必要事項を定めるものである。

2 申請書等の作成・提出部数と提出先

専用水道設置者は、本方針第2から第10に掲げる申請書等の手続きを行うときは、書類を1部作成し、白山市上下水道部水道課へ提出するものとする。

なお、申請者等は写しを保存するものとする。

第2 専用水道布設工事確認申請

法第32条に定める確認を受けるにあたり、法第33条第1項の規定に基づき提出すべき書類は、次に掲げるものとする。

1 専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)

添付書類(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)第53条)

(1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類

(2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

供給が行われる地域は、原則として、字名、町名等で記載し、寄宿舍、社宅、療養所等の名称を記載すること。図面は、原則として、次の(3)と一葉の図面であること。

(3) 水道施設の位置を明らかにする地図

水源、導水、浄水、送水、配水施設を一葉の地図(縮尺1/10,000~1/25,000)に記入すること。

なお、水道施設には主要な計画緒元を付記するとともに、供給が行われる地域を黄色で色づけすること。

(4) 水源及び浄水施設の周辺の概況を明らかにする地図

原則として、地図の縮尺は1/1,000~1/5,000であること。

(5) 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

原則として、次のとおりとする。

主要構造物の主要な寸法、構造がわかるものであること。

ただし、主要構造物とは、ダム及び取水堰(申請者等が設置したもの)、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプます、沈砂池、凝集池、沈でん池、ろ過池、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、導水管きよ、送水管とする。

なお、図面の縮尺は次のとおりであること。

取水場、浄水施設、配水施設等の一般平面図・・・1/500~1/1,000

主要な水道施設の水位高低図……………縦:1/100 又は 1/200、横:任意

主要構造物の一般図……………1/100~1/500

主要構造物の構造詳細図……………1/10~1/100

(6) 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

原則として、次のとおりとする。

平面図には測点符号、管種、管径、延長のほか制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置を明示すること。

縦断面図には、このほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位を記載すること。

なお、図面の縮尺は次のとおりであること。

平面図……………1/1,000～1/10,000

縦断面図……………縦：1/200～1/400、横：1/1,000～1/5,000

2 工事設計書

(1) 一日最大給水量及び一日平均給水量

目標年次までの年度ごとに記載すること。

(2) 水源の種別及び取水地点

水源の種別の区分は、一般に河川水(自流水)、湖沼水(自流水)、ダム水(放流水を含む)、伏流水、浅層地下水、深層地下水、湧水及び他の水道から供給を受ける水であり、取水地点は、地番、地先名、許可申請書添付書類等によって特定するほか、地下水にあつては採取深度も含めるものとする。

(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果

水源の水量の概算は、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水等の流水占用の許可に係るものにあつては、許可水量又は許可見込水量と計画取水量、それ以外の場合にあつては、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能量と計画取水量を記載すること。

水質検査に関する添付書類は、次のとおりであること。

- ① 水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで過去1年間に行った原水の全項目試験結果(表流水にあつては少なくとも四半期ごと、地下水にあつては複数回行うこと)、また必要に応じて行った生物化学的酸素要求量、浮遊物質、浸食性遊離炭酸(地下水源にあつて pH が 6.5 以下のものについては必ず測定すること)、アンモニア性窒素等の試験結果
- ② 試験結果値が水質基準値を超過又は近似値の項目(一般細菌、大腸菌、濁度等を除く)は、検査頻度を増加(週1回、月1回等)するなど、推移、傾向が判明できる複数の試験結果
- ③ 必要に応じて行った水源水質の将来予測結果
- ④ 原水及び既存施設によって供給される水のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンの検査結果
- ⑤ 既存施設により供給される水の複数回の全項目試験結果及びトリハロメタンの検査結果

(4) 水道施設の概要

水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力、主要施設の概要を簡潔に記載すること。

また、フローシートに主要施設の容量及び能力を記入したものを添付すること。

(5) 水道施設の位置(標高および水位を含む)、規模及び構造

水道施設について、その設置場所、標高、水位(変動する場合にあつては、高水位及び低水位)、規模(容量、寸法)及び構造(形状、材質、型式等)を記載すること。

(6) 浄水方法

浄水方法について、工程ごとに処理の主要緒元(薬品注入量、滞留時間等)を記載

すること。特殊処理(粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理等)を行う場合、又は、水道施設設計指針・解説に記載のない施設を利用する場合には、実験データ等が添付され、処理の安全性、確実性及び維持管理計画等を明らかにすること。

なお、オゾン処理を行う場合は、原則として、活性炭処理を併用するものであること。

(7) 工事の着手及び完了の予定年月日

専用水道施設の工事着手予定年月日及び完了年月日を記載すること。

(8) その他厚生労働省令で定める事項

① 主要な水理計算

水源から配水管の末端に至るまでの主要な配水系統の水位、水圧、水量等に関する計算を記載するとともに、各施設の計画緒元をまとめること。

記載すべき工種は、浅井戸、深井戸、取水門、取水塔、取水わく、取水管きよ、集水埋管、ダム、凝集池、沈でん地、ろ過池、洗浄水槽、暖気設備、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、ポンプ設備、管きよ(導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きよを含む。)とする。

なお、配水管の管径決定の際、配水区画ごとの人口、水量を表す図及び表を添付すること。

② 主要な構造計算

水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度安全性等の計算を記載すること。ただし、ここで記載すべき構造物とは、第2 1(5)に示した主要構造物とする。

第3 専用水道の布設工事設計の施設基準適合確認通知

法第33条第5項の規定に基づく通知は、次に掲げるものとする。なお、この通知は、第2の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

1 専用水道布設工事設計の施設基準適合確認通知書(様式第2号)

法第5条の施設基準に適合することを確認したときに申請者に通知する。

2 専用水道布設工事設計の施設基準不適合通知書(様式第3号)

法第5条の施設基準に適合しないと認めたととき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断することができないときに申請者に通知する。

第4 記載事項変更の届出

法第33条第3項の規定に基づき提出すべき書類は、次に掲げるものとする。

1 記載事項変更届出書(様式第4号)

第5 給水開始前の届出及び検査

法第34条第1項で準用する法第13条第1項の規定に基づき提出すべき書類は、次に掲げるものとする。

1 専用水道給水開始届出書(様式第 5 号)

添付書類

(1) 水質検査の結果

水質検査は規則第 54 条において準用する規則第 10 条に規定する事項について行い、その結果を添付すること。

具体的には水質基準に関する省令(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)に掲げる全項目(50 項目)及び消毒の残留効果について行う。

(2) 施設検査の結果

水道施設の検査は規則第 54 条において準用する規則第 11 条に規定する事項について行い、その結果を添付すること。

具体的には、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響がある事項・水道施設について行う。

第6 専用水道水道技術管理者の設置・変更

法第 34 条第 1 項において準用する同法第 19 条第 1 項に規定する水道技術管理者を設置・変更した場合に提出する書類は、次に掲げるものとする。

1 専用水道水道技術管理者設置報告書(様式第 6 号)

添付書類

(1) 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

2 専用水道水道技術管理者変更報告書(様式第 7 号)

添付書類

(1) 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

第7 給水の緊急停止

法第 34 条第 1 項において準用する同法第 23 条第 1 項の規定に基づき給水の緊急停止を行った場合に提出する書類は、次に掲げるものとする。

1 専用水道給水緊急停止報告書(様式第 8 号)

第8 専用水道の業務委託・委託失効

法第 34 条第 1 項において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定に基づき提出すべき書類は、次に掲げるものとする。

1 専用水道業務委託届出書(様式第 9 号)

添付書類

(1) 委託契約書の写し

水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)第 9 条第 3 項に掲げる条項を含む委託契約書を作成し、その写しを添付する。

(2) 受託水道監視技術者の資格を有することを証する書類

2 専用水道業務委託契約失効届出書(様式第 10 号)

第9 専用水道受託水道業務技術管理者の変更

法第 34 条第 1 項において準用する同法第 24 条の 3 第 3 項に規定する受託水道業務技術管理者を変更した場合に提出する書類は、次に掲げるものとする。

- 1 専用水道受託水道業務技術管理者変更報告書(様式第 11 号)
添付書類
 - (1) 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類

第10 専用水道の廃止

専用水道を廃止した場合に提出する書類は、次に掲げるものとする。なお、専用水道に該当しなくなった場合も廃止とする。

- 1 専用水道廃止報告書(様式第 12 号)

(様式第1号)

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

(あて先) 白山市長

申請者住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

専用水道の確認を受けたいので、水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

専用水道の名称		
専用水道の所在地		
水道事務所の所在地		
水の供給を受ける者の数		
水の供給が行われる地域		
一日最大給水量	最大 $m^3/日$	
一日平均給水量	平均 $m^3/日$	
水源の種別及び取水地点		
水源の水量の概算	$m^3/日$	
水質検査の結果	別添のとおり	
水道施設の概要	取水施設	井戸（深さ m 浅井戸・深井戸） 受水（水道事業名 $）$ 取水ポンプ能力：口径 mm 、 kW/hr
	貯水施設	受水槽： 無 ・ 有 （容量 m^3 ） 材 質：ステンレス・FRP・その他（ $）$

水道施設の概要	導水施設	導水管の材質：鋼管・塩ビ管・その他（ ） 導水ポンプ能力：口径 mm、 kW/hr	
	浄水施設	ろ過施設：無・有（急速・緩速） 消毒施設：無・有（使用薬品の種類： ） （使用量 L/月） その他の浄水施設（ ）	
	送水施設	送水管の材質：鋼管・塩ビ管・その他（ ） 送水ポンプ能力：口径 mm、 kW/hr	
	配水施設	配水管の材質：鋼管・塩ビ管・その他（ ） 配水ポンプ能力：口径 mm、 kW/hr	
水道施設の位置、規模及び構造		別図のとおり	
浄水方法			
その他	工事着手年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	用 途		
	水道技術 管理者	住 所	
		氏 名	
電話番号			
参考事項			

(様式第2号)

第 年 月 日

申請者住所

氏名

白山市長

印

専用水道布設工事設計の施設基準適合確認通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった専用水道の布設工事の設計については、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知する。

(様式第3号)

第 年 月 日 号

申請者住所

氏名

白山市長 印

専用水道布設工事設計の施設基準不適合通知書

水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった専用水道の布設工事の設計については、次の事項について、同法第5条の規定による施設基準に適合しないので、同法第33条第5項の規定により通知する。

(教示)

1. この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、白山市長に対して異議申立てをすることができます。
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に白山市を被告として(市長が被告の代表者です。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第4号)

記載事項変更届出書

年 月 日

(あて先) 白山市長

設置者住所

氏名

印

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日付け 第 号をもって確認を受けた 専用水道布設工事確認申請書の記載事項に、下記のとおり変更があったので、水道法（昭和32年法律第177号）第33条第3項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称		
専用水道の所在地		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	ア. 申請者の住所及び氏名 イ. 水道事務所の所在地	
変更内容	新	
	旧	
変更の理由		

(様式第5号)

専用水道給水開始届出書

年 月 日

(あて先) 白山市長

設置者住所

氏名

印

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

下記の専用水道について給水を開始したいので、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項で準用する同法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
給水の区域	
給水開始予定年月日	年 月 日
水道技術管理者氏名	
水質検査の結果	
施設検査の結果	

(添付書類)

- ・ 水質検査結果
- ・ 専用水道施設検査結果(様式第5号-別添)

(様式第 5 号-別添)

専用水道施設検査結果

給水開始前の施設検査を実施した結果は、次のとおりである。

1. 検査年月日
2. 検査員職氏名
3. 検査内容

水道施設名称 (工事名称)	検査事項
	浄水の能力： m³/日 消毒の能力： (次亜塩素酸ナトリウム) kg/時 流量： (送水、配水等) m³/秒 水圧： MPa 耐圧： 汚染状況： 漏水状況：

※ 本欄は施設の新設、増設又は改造に係る施設(給水装置を含む)について記載する。

4. 検査結果の確認

施設検査の結果、すべて設計どおり施工されており、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力等は十分保持され、汚染及び漏水もないことを確認した。

確認者

水道技術管理者

印

(様式第6号)

専用水道水道技術管理者設置報告書

年 月 日

(あて先) 白山市長

設置者住所

氏名

印

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

下記のとおり、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第1項に規定する、専用水道の水道技術管理者を設置したので報告します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
水道技術管理者の設置年月日	年 月 日
水道技術管理者の職名	
水道技術管理者の氏名	
修了した講習	講習名： (年 月受講)
水道に関する技術上の 実務経験年数	年 か月 (年 月 日現在)

(添付書類)

- ・水道法施行令第7条で定める水道技術管理者の資格を有するものであることを証明する書類。

(様式第7号)

専用水道水道技術管理者変更報告書

年 月 日

(あて先) 白山市長

設置者氏名

印

住所

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第19条第1項に規定する、専用水道の水道技術管理者を変更したので報告します。

記

専用水道の名称		
専用水道の所在地		
水道技術管理者の変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
水道技術管理者の職名	新	
	旧	
水道技術管理者の氏名	新	
	旧	
修了した講習	講習名： （ 年 月受講）	
水道に関する技術上の 実務経験年数	年 か月（ 年 月 日現在）	

(添付書類)

- ・水道法施行令第7条で定める水道技術管理者の資格を有するものであることを証明する書類。

(様式第8号)

専用水道給水緊急停止報告書

年 月 日

(あて先) 白山市長

設置者住所

氏名

印

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第23条第1項に規定する給水の緊急停止を行ったので報告します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
給水を緊急停止した年月日	年 月 日
給水を緊急停止した期間	
給水を緊急停止した理由	

(様式第9号)

専用水道業務委託届出書

年 月 日

(あて先) 白山市長

設置者住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、水道の管理に関する技術上の業務の全部（一部）を委託したので、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称		
水道管理業務受託者 〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	住所	
	氏名	
受託水道業務技術管理者の氏名		
委託した業務の範囲		
契約期間		年 月 日 ~ 年 月 日

(添付書類)

- ・水道法施行令第9条第3項に掲げる事項についての条項を含む委託契約書の写し
- ・受託水道技術管理者の資格を有することを証する書類

(様式第10号)

専用水道業務委託契約失効届出書

年 月 日

(あて先) 白山市長

届出者住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、水道の管理に関する技術上の業務の全部（一部）の委託契約が失効したので、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により届け出ます。

記

専用水道の名称		
水道管理業務受託者 〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕	住所	
	氏名	
受託水道業務技術管理者の氏名		
失効した業務の範囲		
契約失効年月日		年 月 日
失効した理由		

(様式第 11 号)

専用水道受託水道業務技術管理者変更報告書

年 月 日

(あて先) 白山市長

設置者氏名
住所

印

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、水道法（昭和32年法律第177号）第34条第1項において準用する同法第24条の3第3項に規定する、専用水道の受託水道業務技術管理者を変更したので報告します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
受託水道業務技術管理者の 変更年月日	年 月 日
変更の理由	
受託水道業務技術管理 者の職名	新 旧
受託水道業務技術管理 者の氏名	新 旧
修了した講習	講習名： （ 年 月受講）
水道に関する技術上の 実務経験年数	年 か月（ 年 月 日現在）

(添付書類)

- ・水道法施行令第11条で定める受託水道業務技術管理者の資格を有するものであることを証明する書類。

(様式第12号)

専用水道廃止報告書

年 月 日

(あて先) 白山市長

設置者住所

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり、専用水道を廃止したので報告します。

記

専用水道の名称	
専用水道の所在地	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

専用水道に係る留意事項

専用水道事務取扱方針に基づく別に定める事項については次のとおりとする。

水道法の規制対象となる専用水道とは、次に掲げる要件を添えているものである。

専用水道とは、自家用の水道で、100人を超える者にその居住（注1）に必要な水（注2）を供給するもの、あるいはその水道施設の1日最大給水量（注3）が20m³を超えるものをいい、寄宿舎、社宅、療養所、マンション・アパート等の集合住宅、レジャー施設、学校、旅館・ホテル等が該当します。

ただし、県営水道や市町村営水道等から供給を受ける水のみを水源とする場合は、その施設が次のいずれにも該当するものは専用水道に該当しません（いずれか片方のみであれば専用水道に該当します）。

- ① 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下のもの
- ② 水槽の有効容量の合計が100m³以下のもの

なお、①及び②は、地中又は地表に施設される部分の規模を定めたものであり、地表からの汚染の影響を受けない程度に支柱等により高く設けられた導管や水槽については、算定に含みません。

注1)「居住」とは、「滞在」と異なり継続的であることを要します。例えば、療養所の入所者は「居住者」と考えますが、普通の病院の入院患者は「居住者」ではないとされます。また、旅館の宿泊客は「滞在者」であって「居住者」ではありません。なお、計画中・建設中の施設については、定員、戸数等から客観的に算出した人数で判断します。

注2)「居住に必要な水」とは、飲用、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水のことを言います。

注3) 1日に給水することができる最大の水量であって、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活に使用（洗濯用、手洗い用、洗面用など）する水量のことを言います。そのため、プール用、空調用、食品の製造用、公衆浴場用（多数人が同時に利用する浴場）など、事業用・営業用等に使用される水は含まれません。なお、算定に当たっては、設計上の必要水量を1日最大給水量とし、設計上の水量が存在しない場合は、実績から算定します。

専用水道の区分方法

